

2026 年 9 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 B l u e M e m e
(証券コード：4069 東証グロース市場)
代表者 代表取締役社長 芦谷 乾太郎
問合せ先 財務本部長 岩川 隆幸
TEL 03-6712-8196 (代表)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日付で関東財務局長に提出いたしました第 20 期（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、第 16 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）から第 19 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）の内部統制報告書についても、同様の理由にて内部統制報告書の訂正報告書を提出しております。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、2020 年 3 月 30 日に締結したソフトウェアライセンス契約（以下、「本件ソフトウェア取引」という。）に関する売上の計上時期及び会計処理、並びにこれに伴う仕入取引の会計処理についての疑義に対し、2026 年 6 月 11 日に外部の弁護士及び公認会計士から構成される特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。当社は、2026 年 9 月 4 日に特別調査委員会から調査報告書を受領し、本件ソフトウェア取引に係る 30,000 千円の売上計上は、実質的に無償となる取引を有償の売上取引と実態を偽ったことによる売上の過大計上であり、一方、33,500 千円を業務委託費の増額を通じて返すことを約束した念書（以下、「本件念書」という。）を意図的に隠蔽し、2021 年 3 月期以降、外注費の増額で当該返済を売上原価計上してきたことが判明いたしました。

当社は、本件ソフトウェア取引に関して、2020 年 3 月期に計上した売上を取り消すとともに、2021 年 3 月期以降に計上してきた外注費(売上原価)のうち、本件念書に関連した支払いであると認められた部分について原価計上を取り消すこと、併せて、本件ソフトウェア取引に関して受領した代金を「預り金」として処理し、上記売上原価に関連する支払額を当該預り金から減額させる処理とすること、また、本件念書において返済を約していた金額と本件売上金額との差額については 2021 年 3 月期に「未払金」として負債計上することが必要であると判断し、2021 年 3 月期から 2025 年 3 月期の有価証券報告書、2022 年 3 月期から 2024 年 3 月期の第 1 四半期から第 3 四半期ま

での四半期報告書及び2025年3月期及び2026年3月期の半期報告書について、訂正報告書を提出いたしました。

なお、訂正報告書の作成にあたっては本件ソフトウェア取引以外に売上の期間帰属等の誤りのあったソフトウェア取引等及び過年度において重要性の観点から訂正を行っていなかった未修正事項についても併せて訂正を行っております。

当社は、特別調査委員会の調査により判明した事実と原因分析に関する報告等を踏まえ、財務報告に係る内部統制の評価を行った結果、以下のとおり、当社の全社的な内部統制、販売プロセス及び外部委託（原価）プロセスの一部に不備があったことを識別いたしました。

（１）当社の全社的な内部統制の不備

本件ソフトウェア取引の売上の過大計上は、当社の経営トップが主導したものであり、当該取引全体の会計処理の評価に重要な影響を与える本件念書を個人名義の非公式な書面として意図的に隠蔽し、必要な取締役会の手続を行っていなかった、という点で適正な財務報告を行う意識や姿勢が欠けていたものと認識しております（**統制環境**）。

一方、このような当社の経営トップに対するガバナンス上の問題として、本件念書のような重要な情報が共有されていない状況で、取締役会及び監査役会による発見は困難であったものと認識しておりますが、このような当社トップが主導する非定型な重要取引や当社からの売上実績のある取引先からの仕入取引に対するリスク認識が必ずしも十分ではなかったものと認識しております（**リスクの評価と対応**）。また、特別調査委員会の調査報告では、当社の監査役会は本件疑義の把握後、当社の会計監査人への事案の共有や対応の連携等が必ずしも適時にできていなかった点、取締役の職務執行の監査という点で必ずしも十分な中立性・客観性を保持できていなかった点が指摘されております（**統制環境**）。

加えて、本件ソフトウェア取引の売上高相当額に対し、当社では外注費の増額による返済が続けられ、当社内の一部の役職員は「返済」として認識していたものの、内部通報制度を通した本件疑義その他の会計処理の問題に関する通報には至っておらず、この点から当社の内部通報制度の運用には課題があったものと認識しております（**情報と伝達**）。

（２）当社の業務プロセス上の不備

当社の販売プロセスにおいて、本件ソフトウェア取引に関し、経営トップが関与する重要な取引であるにもかかわらず、取引の実在性や妥当性について形式的なチェックにとどまり、実質的な検証ができていなかった点、本件念書のような重要資料が網羅的に把握・管理されていなかったという点、並びに、同一の取引先に対し販売取引と仕入取引の両方があるような状況について批判的な検証が十分にできていなかった点で業務プロセス上の不備（**実在性**）があったものと認識しております。

また、本件ソフトウェア取引以外で検出された売上の期間帰属等の誤りに関し、決算期末月計上の重要な取引であったにも関わらず、受領書等の形式的なチェックにとどまり、顧客側の利用開始時点の確認や売上計上後の売掛金の回収遅延に対する原因確認も含めた実質的な検証が十分にできていなかった点から業務プロセス上の不備（**期間帰属**）があったものと認識しております。

さらに、当社の外部委託（原価）プロセスのうち、同一の取引先に対し販売取引と仕入取引の両方があるようなリスクの高い取引に対し、取引価格（単価水準含む）と発注内容の妥当性評価や、請求内容の確認が、通常の取引以上に批判的にできていなかった点で、業務プロセス上の不備（リスク取引への対応）があったものと認識しております。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、当該不備の発覚が訂正対象となるそれぞれの事業年度の末日後であったため、各事業年度の末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、全社的な意識改革も含め、当社ガバナンス体制の抜本的な対応が必要と判断しております。

当社は、本日（2026年9月30日）付「特別調査委員会の調査結果を受けた再発防止策の策定に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、特別委員会による調査報告書における再発防止策の提言を踏まえて再発防止策を策定しており、当該再発防止策を着実に実行することにより、適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表及び財務諸表監査報告における監査意見

無限定適正意見です。

以 上